

5. 海外特許庁／機関への優先権書類の電子的送付件数（特許・実用新案）

（1）二庁間での優先権書類の電子的交換（二庁間PDX）を利用した優先権書類の送付件数

国コード	国・地域・機関名	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
EP	欧州特許庁 (EPO)	(2) 6,388	(3) 6,139	(4) 6,077	(0) 6,237	(1) 4,939
KR	韓国	(21) 6,156	(16) 5,643	(11) 5,432	(13) 6,142	(10) 3,715
TW	台湾	(22) 10,395	(17) 9,910	(16) 11,364	(18) 13,822	(11) 13,339
US	米国	(12) 51,492	(6) 48,816	(5) 37,474	-	-
	合計	(57) 74,431	(42) 70,508	(36) 60,347	(31) 26,201	(22) 21,993

（2）世界知的所有権機関のデジタルアクセスサービス（DAS）を利用した優先権書類の送付件数

国コード	国・機関名	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
BR	ブラジル	-	-	-	(0) 0	(0) 15
CA	カナダ	-	-	-	-	(0) 2
CL	チリ	-	-	-	-	(0) 3
CN	中国	(54) 11,921	(54) 13,175	(37) 17,758	(42) 22,803	(48) 23,696
EA	ユーラシア特許庁 (EAPO)	-	-	(0) 0	(0) 0	(0) 8
EP	欧州特許庁 (EPO)	-	-	-	(0) 94	(0) 1,574
FI	フィンランド	(0) 2	(0) 1	(0) 0	(0) 0	(0) 0
GB	英国	(0) 49	(0) 38	(0) 128	(0) 127	(0) 117
IB	世界知的所有権機関 (WIPO)	(6) 25,711	(18) 31,055	(24) 40,186	(20) 43,936	(25) 46,698
IL	イスラエル	-	-	-	-	(0) 2
IN	インド	-	-	-	(0) 0	(0) 1
KR	韓国	-	-	-	(1) 51	(1) 698
NL	オランダ	-	-	-	(0) 2	(0) 1
NZ	ニュージーランド	-	(0) 0	(0) 0	(0) 3	(0) 20
SE	スウェーデン	(0) 1	(0) 3	(0) 1	(0) 3	(0) 7
US	米国	-	-	(1) 6,625	(6) 34,037	(4) 42,177
	合計	(60) 37,684	(72) 44,272	(62) 64,698	(69) 101,056	(78) 115,019

注1：（ ）は実用新案の件数を内数で示す。

注2：米国との二庁間PDXは2017年9月30日をもって終了し、同年10月1日以降はDASを利用した優先権書類の電子的交換に移行した。米国については、（1）は2017年9月30日までの、（2）は同年10月1日以降の送付実績を示す。

注3：韓国及び欧州特許庁（EPO）については、2018年12月1日から、従来の二庁間PDXに加えて、DASを利用した優先権書類の電子的交換を開始した。なお、両庁との二庁間PDXの運用は、2020年6月30日までになされた出願をもって終了し、同年7月1日以降になされた出願についてはDASを利用した優先権書類の電子的交換に一本化した。

注4：DASに参加している庁／機関のうち、（2）の表に記載のない庁／機関へは、当該サービスを利用した送付実績は無い。

注5：（2）の表の「-」は、当該庁／機関がDASを利用して優先権書類を第一国から取得する庁（取得庁）としての運用を開始していないことを示し、「0」は、取得庁としての運用を開始しているが送付実績がないことを示す。

注6：2020年1月1日から、DASを利用した意匠優先権書類の電子的交換が開始されている。（商標は対象外）

問合せ先：総務課情報技術統括室